



各位

2022年5月11日

会 社 名 協立情報通信株式会社 代表取締役社長 佐々木 茂則 (東証スタンダード・コード 3670) 問い合わせ先 総務課長代行 茂田 敏朗 (電話 03-3434-3141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 21 日開催予定の当社第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を整備するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考	
書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記	
載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省	
<u>令に定めるところに従いインターネットを利用</u>	
<u>する方法で開示することにより、株主に対して</u>	
提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考
	書類等の内容である情報について、電子提供措置
	をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省
	令で定めるものの全部又は一部について、議決権
	の基準日までに書面交付請求した株主に対して
	交付する書面に記載しないことができる。
附則	附則
(第 57 期事業年度)	_ <u>(削除)</u>
第1条 第42条の規定にかかわらず、第57期事業年度	
は、令和3年3月1日から令和4年3月31日ま	
での 13 か月とする。なお、本附則は第 57 期事業	
年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除	
<u>する。</u>	
(新設)	(第 15 条変更の経過措置)
	第1条 第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律
	(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書き
	に規定する改正規定の施行の日である 2022 年
	9月1日(以下「施行日」という。)から効力を
	生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	は、変更前の第 15 条 (株主総会参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)はなお効力を
	有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前
	項の株主総会の日から3か月を経過した日のいず

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 21 日 (水曜日)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 21 日 (水曜日)